

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立信楽学園								
2	施設の概要	敷地面積 10,351.73㎡ 延床面積 4,161.73㎡ 施設構造 管理棟(鉄筋コンクリート造2階建)等 22棟 施設内容 (所在地) 滋賀県甲賀市信楽町神山470 (設置目的) 児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設として、児童の適性に応じて、生活面の自立支援、職業支援活動、職場実習等の社会生活力の向上への取組等により、自立自活に必要な知識技能の習得を支援することを目的とする。 (設置年月) 昭和27年4月								
	募集方法	公募								
3	募集要項配布期間	令和2年9月4日 ~ 令和2年10月9日								
	申請受付期間	令和2年9月4日 ~ 令和2年10月9日								
	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日 (3年間)								
	募集内容 管理業務内容	(1) 児童福祉法第42条に規定する福祉型障害児入所施設として、知的障害や発達障害(自閉症スペクトラム等を含む。)のある児童を入所させて、保護するとともに、自立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする業務 (2) 障害者総合支援法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた児童の保護者との利用契約または児童福祉法第21条の6の規定に基づく市町の委託により障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所の障害福祉サービスを供与する業務 (3) 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検、維持修繕などを行っていただく業務 (4) 関係機関や団体等との連携強化に努め、入所中のみならず入所退所前後の支援の強化を図る業務 (5) 信楽学園の設置目的に鑑み、必要な職員配置を行うこと								
	管理料参考額	300,990,000円 (消費税および地方消費税を含む。)								
4	応募状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近江八幡市安土町下豊浦 4837 番地 2</td> <td>社会福祉法人グロ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	近江八幡市安土町下豊浦 4837 番地 2	社会福祉法人グロ	
		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)						
所在地	名称									
近江八幡市安土町下豊浦 4837 番地 2	社会福祉法人グロ									
合計 1 者										
5	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。								
	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ((公社) 認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授) 皆川 香織 (滋賀県PTA連絡協議会前理事) 森田 淳一 (公認会計士) 渡部 雅之 (滋賀大学副学長)								

結果	審査基準	別紙参照																																	
	審査経過	<p>第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年7月30日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について検討</p> <p>第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月30日 (内容) 申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定</p> <p>第3回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和3年1月5～8日 (内容) 指定管理募集要件の変更、今後の対応方針</p> <p>第4回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和3年1月28日 (内容) 申請者からの状況説明、再プレゼンテーション、候補者の選定</p>																																	
審査結果	指定管理者の候補者	社会福祉法人 グロー																																	
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>6.7/10</td> <td>31.7/45</td> <td>19.5/25</td> <td>11.5/20</td> <td>69.3/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>F委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>68</td> <td>74</td> <td>70</td> <td>68</td> <td>74</td> <td>62</td> <td>416</td> <td>69.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>300,990,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>選定基準である①県民の公平な利用の確保、②施設の効用を最大限に発揮させること、③管理に係る経費の縮減、④安定した管理運営能力の4つの基準に基づき採点審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の選定にあたり、指定管理期間を5年から3年に変更したことによる新たな事業計画および申請法人のハラスメント等緊急時への対応、体制を含めた管理能力等について、選定基準により再度の審査を行うため委員会を開催。 選定委員会においては、申請法人より各施設運営計画および訴訟事案を受けての法人内での対応状況等について説明が行われ、委員より法人に対して質疑応答が行われた。委員からは、相談窓口の設置等、ハラスメントに対する法人の取組状況や、理事会と評議員会の関係性などの法人の内部けん制機能のあり方について、確認が行われた。 審査にあたり委員からは、訴訟案件の事実関係が明らかになっていない中で十分な審査を行うことの難しさ、法人のハラスメント対応や内部けん制体制について、意見をいただいたが、選定基準に基づく採点の結果、委員会において基準点と定めた60点を上回った。 選定委員会としては、指定管理を任せることは「了」とするが、「管理を安定して行う能力を有すること」(法人ハラスメント対応や内部けん制体制)については、懸念が残るため、今後の法人の改善状況を見守っていく必要があるという意見が付された。 <p>上記の結果、社会福祉法人グローを指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計	社会福祉法人グロー	6.7/10	31.7/45	19.5/25	11.5/20	69.3/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人グロー	68	74	70	68	74	62	416	69.3	申請者	提示額	社会福祉法人グロー
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計																														
社会福祉法人グロー	6.7/10	31.7/45	19.5/25	11.5/20	69.3/100																														
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値																											
社会福祉法人グロー	68	74	70	68	74	62	416	69.3																											
申請者	提示額																																		
社会福祉法人グロー	300,990,000円																																		

別紙<滋賀県立信楽学園 指定管理審査基準>

選定基準 (条例第7条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針) ・(運営計画) 	10
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針) ・(運営計画) ・(実施体制表) ・収支計画書 	10
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。 		10
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。 		10
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。 		5
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、児童福祉や知的障害児・発達障害児支援等に関して専門的技術を確保できているか。 		10
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。 ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 	25
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	20
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。 		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況は健全か。 		
	・施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を良好に運営した実績はあるか。 		
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。 		

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人グロー	
代表者職・氏名	理事長 牛谷 正人	
団体の所在地	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	
設立年月日	昭和42年4月1日	
資本金	3,142,064千円（令和2年9月30日現在）	
従業者数	令和2年10月1日現在	507人
主たる業務内容	<p>【第1種社会福祉事業】</p> <p>(1) 養護老人ホームの経営 (2) 救護施設の経営 (3) 特別養護老人ホームの経営 (4) 障害者支援施設「むれやま荘」の管理・運営 (5) 障害児入所施設「信楽学園」の管理・運営</p> <p>【第2種社会福祉事業】</p> <p>(1) 老人デイサービス事業の経営 (2) 老人短期入所事業の経営 (3) 老人居宅介護等事業の経営 (4) 障害福祉サービス事業の経営 (5) 一般相談支援事業の経営 (6) 特定相談支援事業の経営 (7) 障害児相談支援事業の経営 (8) 地域子育て支援拠点事業の経営 (9) 障害児通所支援事業 (10) 認定就労訓練事業</p> <p>【公益事業】</p> <p>(1) 居宅介護支援事業 (2) 滋賀県立障害者総合診療所の業務 (3) 生活管理指導短期宿泊事業の受託 (4) 地域ケアシステム推進事業の受託 (5) 障害者の文化・芸術促進事業 (6) アール・ブリュットの推進に関する事業 (7) 滋賀県高次脳機能障害者支援センターの受託 (8) 滋賀県地域生活定着支援センターの受託 (9) 滋賀県発達障害者支援センターの受託 (10) 自立準備ホームの受託 (11) 権利擁護事業 (12) 甲賀市湖南市障がい者基幹相談支援センターの受託 (13) 住宅確保要配慮者住宅支援事業</p>	

類似施設の管理に関する過去の業務実績

昭和42年4月	養護老人ホーム日野町立さつき荘、養護老人ホーム今津町立市ケ崎寮、滋賀県老人福祉センター、滋賀県立点字図書館の受託運営開始
昭和44年9月	養護老人ホーム今津町立市ケ崎寮の受託運営終了
昭和45年4月	滋賀県立日野溪園の受託運営開始
昭和47年4月	滋賀県立老人ホーム安土荘、滋賀県立老人ホーム長浜荘、滋賀県立老人福祉センター和風荘の受託運営開始
昭和48年4月	滋賀県立老人福祉センター延命荘の受託運営開始
昭和49年9月	滋賀県立老人福祉センター市ケ崎荘の受託運営開始
昭和49年10月	滋賀県立経費老人ホームきぬがさ荘の受託運営開始
昭和50年4月	滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘、滋賀県立老人福祉センター碧水荘の受託運営開始
昭和55年10月	養護老人ホーム日野町立さつき荘の受託運営終了
昭和55年11月	滋賀県立養護老人ホームさつき荘の受託運営開始 滋賀県立老人福祉センターの受託運営終了
昭和61年8月	滋賀県高齢者能力開発情報センター（滋賀県高齢者無料職業紹介所）の受託運営開始
昭和62年3月	滋賀県高齢者能力開発情報センターの受託運営終了
昭和62年4月	滋賀県高齢者総合相談センターの受託運営開始
昭和63年10月	滋賀県立心身障害児総合療育センターの受託運営開始。
平成2年3月	滋賀県高齢者総合相談センターの受託運営終了 滋賀県立高齢者無料職業紹介所の設置運営終了
平成4年7月	滋賀県立びわ湖こどもの国の受託運営開始
平成5年7月	滋賀県地域介護実習・普及センター受託運営開始
平成6年4月	滋賀県立むれやま荘の受託運営開始
平成7年1月	滋賀県より障害児・者地域療育等支援事業の委託を受け、福祉サービスのコーディネート事業を開始。
平成7年3月	滋賀県立老人福祉センター市ケ崎の受託運営終了
平成7年4月	甲賀郡7町より心身障害児・者ホームヘルプサービス事業の委託を受け、公的なヘルパー事業を開始
平成8年7月	2年間の実績を背景に「24時間対応型在宅福祉サービス」の委託を受ける。ホームヘルプサービスを軸にデイサービス、ナイトケアを柔軟に組み合わせて提供する公的なサービスモデルとして全国から注目を集める。
平成9年3月	滋賀県立老人福祉センター延命荘の受託運営終了
平成11年3月	滋賀県立点字図書館の受託運営終了
平成12年4月	滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘老人デイサービス事業・老人短期入所事業・居宅介護支援事業の受託運営開始。安土荘、長浜荘で生活管理指導短期宿泊の受託開始。
平成13年4月	滋賀県立しゃくなげ園、滋賀県立信楽学園の受託運営開始
平成14年3月	滋賀県立老人福祉センター碧水荘の受託運営終了
平成17年3月	知的障害児・肢体不自由児通園施設「滋賀県立心身障害児総合療育センター」の受託運営終了。滋賀県新障害児巡回療育相談等事業の受託終了。滋賀県地域介護実習・普及センター事業の受託終了。
平成18年3月	県立社会福祉施設（11施設）と県受託事業（2事業）の受託終了

	<p>平成18年4月 指定管理者として県立社会福祉施設（9施設）の指定管理業務開始。高次脳機能障害支援センターの受託</p> <p>平成20年3月 知的障害者更生施設「滋賀県立しゃくなげ園」の指定管理業務終了</p> <p>平成21年8月 滋賀県地域生活定着支援センター事業の受託開始。</p> <p>平成22年1月 指定管理者として長浜市立特別養護老人ホーム伊香の里・軽費老人ホームケアハウス伊香の指定管理業務開始</p> <p>平成24年12月 滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘の指定管理業務終了</p> <p>平成25年7月 県医療福祉相談モールの一部を専門相談調整室として事業開始</p> <p>平成26年12月 長浜市立特別養護老人ホーム伊香の里・軽費老人ホームケアハウス伊香の指定管理業務終了</p> <p>令和元年10月 品川区南品川障害児者相談支援センター指定管理業務の開始</p>
<p>特記事項</p>	<p>社会福祉法人グローは、県立社会福祉施設を運営することを目的に県の出資により設立され48年もの長きにわたり入所型施設の運営を行ってきた社会福祉法人と、障害のある人の地域生活支援を目的として通所施設や在宅福祉サービスを地域のニーズに応える形で展開してきた法人が合併して1つになった社会福祉法人です。</p> <p>2つの法人が合併することにより、障害者支援、高齢者支援、児童支援、子育て支援、生活困窮者への支援など、生きづらさを抱える様々な人に対応する事業展開を実現することができました。</p> <p>また、発達障害や高次脳機能障害など、近年クローズアップされてきた制度の狭間におかれた人への支援や罪を犯した障害者・高齢者への支援、障害者の芸術活動への支援など通して、足りないサービスの顕在化による制度提案や新たな価値観の創出を実践しています。</p> <p>事業としては、相談支援、訪問介護、居宅介護、グループホーム、デイサービス、通所施設、入所施設等、ライフステージを準備し、安心して生活していただくための総合的な事業展開を行っています。</p> <p>これらの事業を実施するにあたり、法人理念と経営方針に沿って中期経営計画を策定し、各事業の方向性を明確化するとともに、収支計画と財務活動計画を作成して、継続的に安定した法人経営が行えるように心がけています。</p> <p>また、法人理念・経営方針を職員個々が理解し意識できるように、各職員が職責に応じて担う役割を「職責基準表」と「職務ガイドライン」により示すとともに、一人ひとりが個人目標を掲げ、その目標達成に向けて、使命遂行に日々尽力しています。</p>

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:障害福祉課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	令和2年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立信楽学園	社会福祉法人グ ロー	公募	3	300,990	254,040	84,680	94,708	△ 10,028	福祉型障害児入所施設として、障害のある児童を保護するとともに、障害特性に応じて独立自活に必要な知能技能の習得に向けて、サービス提供を柔軟に行うことができる。あわせて関係機関との連携の強化などによりサービスの質の向上が期待できる。	複数年の指定を行うことにより施設の管理運営、サービス提供の継続性や安定性を確保することができるとともに、業務委託の複数年契約による管理コストの削減も期待できる。また、法人のスケールメリットを活かした管理経費の節減が期待できる。	

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立むれやま荘			
2	施設の概要	敷地面積 9,300.00㎡ 延床面積 4,551.04㎡ 施設構造 鉄筋コンクリート造 1階建 等 21棟			
		施設内容 (所在地) 草津市笠山8丁目5-130 (設置目的) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に定める障害者支援施設として、脳血管障害、脊髄損傷等急性期医療や急性期リハビリテーション等を終えた中途障害者の方や高次脳機能障害者の方等に社会的リハビリテーションや医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーション等のサービスを継続的に提供し、自立および社会参加を支援する。 (設置年月) 昭和59年4月			
3	募集概要	募集方法	公募		
		募集要項配布期間	令和2年9月4日 ～ 令和2年10月9日		
		申請受付期間	令和2年9月4日 ～ 令和2年10月9日		
		指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日 (3年間)		
		管理業務内容	(1) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設として、同法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方との利用契約により、同法第5条7項に規定する生活介護、同条第10項に規定する施設入所支援および同条第12項に規定する自立訓練ならびに同条第13項に規定する就労移行支援の障害福祉サービスを供与する業務 (2) 障害者総合支援法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方との利用契約により同法第5条第8項に規定する短期入所の障害福祉サービスを供与する業務 (3) 高次脳機能障害の方に対する施設機能を活用した、自立および社会参加を支援する社会的リハビリテーションや医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーションを継続的に提供する業務		
管理料参考額	238,149,000円 (消費税および地方消費税を含む。)				
4	応募状況	申請者		グループ申請の場合 の構成	
		所在地	名称		
		近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	社会福祉法人 グロー		
合計 1 者					
5	審査の概要および 審査基準	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。		
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ((公社) 認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授) 皆川 香織 (滋賀県PTA連絡協議会前理事) 森田 淳一 (公認会計士) 渡部 雅之 (滋賀大学副学長)		
		審査基準	別紙参照		

果	審査経過	<p>第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年7月30日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について検討</p> <p>第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月30日 (内容) 申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定</p> <p>第3回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和3年1月5～8日 (内容) 指定管理募集要件の変更、今後の対応方針</p> <p>第4回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和3年1月28日 (内容) 申請者からの状況説明、再プレゼンテーション、候補者の選定</p>																																		
審査結果	<p>指定管理者の候補者</p> <p>評価結果、選定理由および選定委員会の概要</p>	<p>社会福祉法人グロー</p> <p>【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1" data-bbox="413 680 1408 824"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>6.5/10</td> <td>31/45</td> <td>19.2/25</td> <td>12/20</td> <td>68.7/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1" data-bbox="413 900 1408 1025"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>F委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>68</td> <td>70</td> <td>65</td> <td>67</td> <td>74</td> <td>68</td> <td>412</td> <td>68.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1" data-bbox="413 1102 1292 1196"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>238,149,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 選定基準である①県民の公平な利用の確保、②施設の効用を最大限に発揮させること、③管理に係る経費の縮減、④安定した管理運営能力の4つの基準に基づき採点審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の選定にあたり、指定管理期間を5年から3年に変更したことによる新たな事業計画および申請法人のハラスメント等緊急時への対応、体制を含めた管理能力等について、選定基準により再度の審査を行うため委員会を開催。 ・選定委員会においては、申請法人より各施設運営計画および訴訟事案を受けての法人内での対応状況等について説明が行われ、委員より法人に対して質疑応答が行われた。委員からは、相談窓口の設置等、ハラスメントに対する法人の取組状況や、理事会と評議員会の関係性などの法人の内部けん制機能のあり方について、確認が行われた。 ・審査にあたり委員からは、訴訟案件の事実関係が明らかになっていない中で十分な審査を行うことの難しさ、法人のハラスメント対応や内部けん制体制について、意見をいただいたが、選定基準に基づく採点の結果、委員会において基準点と定めた60点を上回った。 ・選定委員会としては、指定管理を任せることは「了」とするが、「管理を安定して行う能力を有すること」(法人ハラスメント対応や内部けん制体制)については、懸念が残るため、今後の法人の改善状況を見守っていく必要があるという意見が付された。 <p>上記の結果、社会福祉法人グローを指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計	社会福祉法人グロー	6.5/10	31/45	19.2/25	12/20	68.7/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人グロー	68	70	65	67	74	68	412	68.7	申請者	提示額	社会福祉法人グロー	238,149,000円
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計																															
社会福祉法人グロー	6.5/10	31/45	19.2/25	12/20	68.7/100																															
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値																												
社会福祉法人グロー	68	70	65	67	74	68	412	68.7																												
申請者	提示額																																			
社会福祉法人グロー	238,149,000円																																			

別紙<滋賀県立むれやま荘 指定管理審査基準>

選定基準 (条例第6条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針) ・(運営計画) 	10
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針) ・(運営計画) ・(実施体制表) ・収支計画書 	10
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。 		10
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。 		10
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。 		5
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、中途身体障害者や高次脳機能障害者等への支援等に関して専門的技術を確認できているか。 		10
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。 ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 	25
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	20
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。 		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況は健全か。 		
	・施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を良好に運営した実績はあるか。 		
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。 		

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人グロー	
代表者職・氏名	理事長 牛谷 正人	
団体の所在地	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837番地 2	
設立年月日	昭和42年 4 月 1 日	
資本金	3,142,064千円（令和2年9月30日 現在）	
従業者数	令和2年10月1日 現在	507人
主たる業務内容	<p>【第1種社会福祉事業】</p> <p>(1) 養護老人ホームの経営 (2) 救護施設の経営 (3) 特別養護老人ホームの経営 (4) 障害者支援施設「むれやま荘」の管理・運営 (5) 障害児入所施設「信楽学園」の管理・運営</p> <p>【第2種社会福祉事業】</p> <p>(1) 老人デイサービス事業の経営 (2) 老人短期入所事業の経営 (3) 老人居宅介護等事業の経営 (4) 障害福祉サービス事業の経営 (5) 一般相談支援事業の経営 (6) 特定相談支援事業の経営 (7) 障害児相談支援事業の経営 (8) 地域子育て支援拠点事業の経営 (9) 障害児通所支援事業の経営 (10) 認定就労訓練事業</p> <p>【公益事業】</p> <p>(1) 居宅介護支援事業 (2) 滋賀県立障害者総合診療所の業務 (3) 生活管理指導短期宿泊事業の受託 (4) 地域ケアシステム推進事業の受託 (5) 障害者の文化・芸術促進事業 (6) アール・ブリュットの推進に関する事業 (7) 滋賀県高次脳機能障害者支援センターの受託 (8) 滋賀県地域生活定着支援センターの受託 (9) 滋賀県発達障害者支援センターの受託 (10) 自立準備ホームの受託 (11) 権利擁護事業 (12) 甲賀市湖南市障がい者機関相談支援センターの受託 (13) 住宅確保要配慮者住宅支援事業</p>	

類似施設の管理に関する過去の業務実績

昭和42年4月	養護老人ホーム日野町立さつき荘、養護老人ホーム今津町立市ヶ崎寮、滋賀県老人福祉センター、滋賀県立点字図書館の受託運営開始
昭和44年9月	養護老人ホーム今津町立市ヶ崎寮の受託運営終了
昭和45年4月	滋賀県立日野溪園の受託運営開始
昭和47年4月	滋賀県立老人ホーム安土荘、滋賀県立老人ホーム長浜荘、滋賀県立老人福祉センター和風荘の受託運営開始
昭和48年4月	滋賀県立老人福祉センター延命荘の受託運営開始
昭和49年9月	滋賀県立老人福祉センター市ヶ崎荘の受託運営開始
昭和49年10月	滋賀県立経費老人ホームきぬがさ荘の受託運営開始
昭和50年4月	滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘、滋賀県立老人福祉センター碧水荘の受託運営開始
昭和55年10月	養護老人ホーム日野町立さつき荘の受託運営終了
昭和55年11月	滋賀県立養護老人ホームさつき荘の受託運営開始 滋賀県立老人福祉センターの受託運営終了
昭和61年8月	滋賀県高齢者能力開発情報センター（滋賀県高齢者無料職業紹介所）の受託運営開始
昭和62年3月	滋賀県高齢者能力開発情報センターの受託運営終了
昭和62年4月	滋賀県高齢者総合相談センターの受託運営開始
昭和63年10月	滋賀県立心身障害児総合療育センターの受託運営開始。
平成2年3月	滋賀県高齢者総合相談センターの受託運営終了 滋賀県立高齢者無料職業紹介所の設置運営終了
平成4年7月	滋賀県立びわ湖こどもの国の受託運営開始
平成5年7月	滋賀県地域介護実習・普及センター受託運営開始
平成6年4月	滋賀県立むれやま荘の受託運営開始
平成7年1月	滋賀県より障害児・者地域療育等支援事業の委託を受け、福祉サービスのコーディネート事業を開始。
平成7年3月	滋賀県立老人福祉センター市ヶ崎の受託運営終了
平成7年4月	甲賀郡7町より心身障害児・者ホームヘルプサービス事業の委託を受け、公的なヘルパー事業を開始
平成8年7月	2年間の実績を背景に「24時間対応型在宅福祉サービス」の委託を受ける。ホームヘルプサービスを軸にデイサービス、ナイトケアを柔軟に組み合わせ提供する公的なサービスモデルとして全国から注目を集める。
平成9年3月	滋賀県立老人福祉センター延命荘の受託運営終了
平成11年3月	滋賀県立点字図書館の受託運営終了
平成12年4月	滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘老人デイサービス事業・老人短期入所事業・居宅介護支援事業の受託運営開始。安土荘、長浜荘で生活管理指導短期宿泊の受託開始。
平成13年4月	滋賀県立しゃくなげ園、滋賀県立信楽学園の受託運営開始
平成14年3月	滋賀県立老人福祉センター碧水荘の受託運営終了
平成17年3月	知的障害児・肢体不自由児通園施設「滋賀県立心身障害児総合療育センター」の受託運営終了。滋賀県新障害児巡回療育相談等事業の受託終了。滋賀県地域介護実習・普及センター事業の受託終了。
平成18年3月	県立社会福祉施設（11施設）と県受託事業（2事業）の受託終了

	<p>平成18年4月 指定管理者として県立社会福祉施設（9施設）の指定管理業務開始。高次脳機能障害支援センターの受託</p> <p>平成20年3月 知的障害者更生施設「滋賀県立しゃくなげ園」の指定管理業務終了</p> <p>平成21年8月 滋賀県地域生活定着支援センター事業の受託開始。</p> <p>平成22年1月 指定管理者として長浜市立特別養護老人ホーム伊香の里・軽費老人ホームケアハウス伊香の指定管理業務開始</p> <p>平成24年12月 滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘の指定管理業務終了</p> <p>平成25年7月 県医療福祉相談モールの一部を専門相談調整室として事業開始</p> <p>平成26年12月 長浜市立特別養護老人ホーム伊香の里・軽費老人ホームケアハウス伊香の指定管理業務終了</p> <p>令和元年10月 品川区南品川障害児者相談支援センター指定管理業務の開始</p>
<p>特記事項</p>	<p>社会福祉法人グローは、県立社会福祉施設を運営することを目的に県の出資により設立され48年もの長きにわたり入所型施設の運営を行ってきた社会福祉法人と、障害のある人の地域生活支援を目的として通所施設や在宅福祉サービスを地域のニーズに応える形で展開してきた法人が合併して1つになった社会福祉法人です。</p> <p>2つの法人が合併することにより、障害者支援、高齢者支援、児童支援、子育て支援、生活困窮者への支援など、生きづらさを抱える様々な人に対応する事業展開を実現することができました。</p> <p>また、発達障害や高次脳機能障害など、近年クローズアップされてきた制度の狭間におかれた人への支援や罪を犯した障害者・高齢者への支援、障害者の芸術活動への支援など通して、足りないサービスの顕在化による制度提案や新たな価値観の創出を実践しています。</p> <p>事業としては、相談支援、訪問介護、居宅介護、グループホーム、デイサービス、通所施設、入所施設等、ライフステージを準備し、安心して生活していただくための総合的な事業展開を行っています。</p> <p>これらの事業を実施するにあたり、法人理念と経営方針に沿って中期経営計画を策定し、各事業の方向性を明確化するとともに、収支計画と財務活動計画を作成して、継続的に安定した法人経営が行えるように心がけています。</p> <p>また、法人理念・経営方針を職員個々が理解し意識できるように、各職員が職責に応じて担う役割を「職責基準表」と「職務ガイドライン」により示すとともに、一人ひとりが個人目標を掲げ、その目標達成に向けて、使命遂行に日々尽力しています。</p>

公の施設における指定管理者指定による効果

(単位:千円)

【課名:障害福祉課】

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	令和2年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立むれやま荘	社会福祉法人グ ロー	公募	3	238,149	237,984	79,328	90,979	△ 11,651	高次脳機能障害者や脊 髄損傷者等の利用者 に対して障害特性に応じた サービス提供を柔軟に 行うことができ、あわせて 関係機関との連携の強 化などによりサービスの 質の向上が期待できる。	複数年の指定を行うこと により施設の管理運営、 サービス提供の継続性 や安定性を確保すること ができるとともに、業務委 託の複数年契約による 管理コストの削減も期待 できる。また、法人のス ケールメリットを活かした 管理経費の節減が期待 できる。	